

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書

尖閣諸島は、沖縄県石垣市字登野城尖閣に所在する本県の行政区域であり、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である。

しかし、中華人民共和国政府は、尖閣諸島周辺海域において、海警局所属の船舶による日本漁船への威圧行為を繰り返すなど、今なお同海域の平和と安定を脅かし、我が国の主権を侵害し続けている。

中華人民共和国政府が行っている一連の行動に対し、これまで本県議会は強い懸念を持って抗議の意思を示してきた。しかし、中華人民共和国は、自らが核心的利益と位置づける海域を国際的に認められていない管轄海域と呼称し、同海域において他国の船舶を排除するために武器使用を容認する海警法を本年2月1日に制定した。同法は、海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の定義を一方的に拡大解釈し、我が国固有の領土である尖閣諸島の周辺海域において操業する日本漁船を武器をもって排除することを目的としていることは明白である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、海洋法に関する国際連合条約に違反する海警法の制定及び中華人民共和国による日本漁船への度重なる威圧行為に対し強く抗議するとともに、尖閣諸島が歴史的にも国際的にも日本の領土であることを堂々と主張し、平成26年11月7日の「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重しながら、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月30日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て